

水道の冬じたくをお願いします

問 南魚沼市上下水道料金センター

☎788・0220

※かけ間違いにご注意ください

冬期間（12月～4月）は、積雪のため検針を行いません。

この期間は、概算料金で毎月請求をします。

Q. 冬期概算料金とは？

A. 前年の使用水量から推計した料金です。前年の冬期間使用水量（前年使用していない場合は、直近の使用水量）から、1か月あたりの水量を認定します。認定水量をもとに計算した料金が、冬期概算料金です。

Q. 冬期概算料金は、どうすればわかるの？

A. 1月上旬に郵送する「冬期認定通知書」でご確認ください。

Q. 冬期概算料金の変更はできるの？

A. できます。認定水量と実際の使用水量に大きな差がある場合や、使用人数の増減などで使用水量の変動が予想される場合は、自分で認定水量を設定することができます。希望する人は、南魚沼市上下水道料金センターにお問い合わせください。

Q. 冬期概算料金の精算はいつ？

A. 6月です。5月に検針を再開し、6月に精算をします。5月の検針までに転居などで閉栓する場合は、そのときに精算します。精算金は、郵送される「冬期精算通知書」でご確認ください。

Q. 実際の使用水量で料金を支払うには？

A. 自分で水道メーターを検針し、報告する「自主検針」が必要です。希望する人は、南魚沼市上下水道料金センターにお問い合わせください。

凍結による漏水にご注意を

倉庫や作業所、地区の集会所など、水道の利用が少ない施設などは注意が必要です。定期点検を行い、漏水を防いでください。

長期間水道を使用しないときは休止手続きを

休止と再開の手続きには、手数料がそれぞれ500円必要ですが、休止期間中は水道料金が発生しません。

南魚沼市上下水道料金センターの

営業時間

月～金曜日

午前8時30分～午後6時

日曜日

午前9時～正午

健康・福祉



障がい者タクシー利用券を交付しています

問・申 福祉課 障がい福祉係

☎773・6667

☎773・6723

障がい者タクシー利用券が必要で次の対象となる人は、申請してください。

対市内に住所があり、次の手帳を所持し、①か②に該当する人

- ・身体障害者手帳（1～4級）
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

・人工透析等通院費助成の受給者と、自らの車の運転を行わず、すでに交付を受けている人を除く

①75歳以上で冬期間（12月～翌年3月）に自動車の運転ができない

②人工透析の治療者で体調不良のため、自動車の運転ができない

申請に必要なもの

前記の手帳（重複して所持する人はすべての手帳）

交付枚数

1人10枚（1枚あたり500円）

有効期限

交付された年度内

利用方法
タクシー利用券裏面に記載のタク

シー会社を利用し、1回の乗車につき、料金総額の範囲内で6枚まで利用可。必ず手帳を提示してご乗車ください。

受付窓口

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

NHK放送受信料減免の申請は郵送で手続きできます

問・申 福祉課 障がい福祉係

☎773・6667

☎773・6723

NHK放送受信料の減免申請は、今まで市役所窓口で申請手続きが必要でしたが、NHKへ直接郵送して申請できるようになりました。

減免の手続きに必要な申請書などは、NHKのウェブサイトから直接取得できます。

※減免の対象には、全額免除と半額免除があります。申請に必要な書類など、詳しくは市報6月1日号をご覧ください。お問い合わせください。

郵送申請に関する問合せ先

NHKふれあいセンター

☎0570・077・077

（受付：午前9時～午後6時）